

令和6年度第2回 米子市建設工事等入札・契約審議会議事録（概要）

日 時 令和7年2月6日（木） 午後1時55分～午後3時45分

場 所 米子市役所本庁舎5階 議会第1会議室

出席者 委 員 杉見 吉晴（会長） 青戸 光一（副会長） 松本 裕吉
竹下 純子 岩浅 美智子 中島 美智子

事務局 総務部 下関部長

契約検査課 足立課長 世山課長補佐

工事所管課 上下水道局 施設課 整備課 営繕課 都市整備課 道路整備課

1 開会

（事務局）

出席委員の皆様おそろいですので始めさせていただきたいと思います。

まずは今回の審議会につきまして、日程調整から段取りが悪くて、抽出案件資料の送付がギリギリになってしまいましたことをお詫び申し上げます。

また、今回審議案件の抽出の仕方が誤っていたため、抽出していただくための案件がかなり漏れていました。重ねてお詫びをいたしますとともに、漏れた案件につきましては、次回の審議会の審議案件として対応させていただきたいと思っておりますが、もしご意見等がありましたらお願いします。

（委員）

これまで事前に提出案件資料を1週間ぐらい前に送っていただいていたため、事前検討の時間があったが、今回は当日に資料を渡されたため、その時間がなかった。そういった事前検討がされていないことについて、委員としてはかなり問題があると考えます。この審議会でも抽出されなかった案件が全て特に問題なしとされ、審議が行われないとすると、後で何か問題があった場合に、審議会委員は何をしていたのかという目で市民の皆様から見られることになります。資料が当日まで来なかったということは内部的な事情で、市民の皆様にとっては関係ないことで、きちんとした検討の機会を持たれる必要があり、今回の審議会でも話し合われるものに関してはそれでいいが、ほかに抽出されたものについては、次回の秋頃に持たれる審議会の審議対象の案件として、持ち越して審議の対象とするべきだと思います。

（全委員同意）

次回、令和7年10月開催予定の令和7年度審議会でも再度令和6年度上半期分につ

いても審議対象とすることに決する。

2 総務部長あいさつ

3 事務局紹介

4 審議会成立宣言

審議会条例第5条第3項、「委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」という規定に基づき、今回は委員全員が出席のため審議会が成立していることを宣言。

5 報告

(事務局)

来年度から試行的に導入する電子入札について説明

(委員)

今回の電子入札システムについて、他の自治体で採用実績のあるものか、独自に新しく開発されたのですか。

(事務局)

導入するシステムは全国の自治体でも導入実績があるものです。

(委員)

今回、口頭だけの説明だったので、次回は資料を委員に配付して説明をしてもらいたい。

(事務局)

資料については、準備ができ次第委員の皆様へ送付いたします。

(委員)

今回電子入札のシステムを導入することによって、審議会用の資料作成は従来より早くできるのですか。

(事務局)

基本的には今度導入するシステムは従来のシステムより機能的になるということで導入したということですので、おそらく期待はできるのではと思っております。

6 議事

- (1) 令和6年度上半期の発注状況について
- (2) 入札及び契約の運用状況について（R. 6. 4. 1～R 6. 9. 30 契約分）
- (3) その他

（会長）

今日は令和6年度第2回の米子市建設工事等入札・契約審議会でございます。

皆様、お世話になりますけれどもよろしくお願いいたします。

そして、忌憚のないご意見を述べていただきまして、米子市の入札・契約に関しての更なる向上に努めたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは議題に従いまして、まず1点目です。令和6年度上半期の発注状況についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

令和6年度上半期の発注状況について説明

（委員）

資料のグラフについて、入札件数の推移の棒グラフの上のところに説明がついているんですけど、工事入札が4月から9月まで、97。それからその次、工事入札が10月から3月まで、127。それから工事入札発注件数(件)、224。この数字は何ですか。

（事務局）

この数字は不要な数字です。資料の誤りです。

（委員）

令和6年度業務委託契約状況について、委託の通常型指名競争入札について委託の公募型指名競争入札に1件発注があるが、業務委託業種名という欄が空欄になっているが、委託業種名は何ですか。

（道路整備課）

ここの1件といいますのは、市道車尾日野橋熊党線日野橋橋りょう補修調査設計業務委託でして、それに伴う設計業務委託です。業種名は建設コンサルタントです。

（会長）

今回の資料について、コピーが切れていたり、数値が切れていたりしていました。

また資料にページ番号がないため、どこを説明しているかわからない。今後は資料をきちんと印刷し、ページ番号をつけて、何ページを説明しますとかいうように今後は説明してもらいたい。また、棒グラフに関しても、単位が書いてないので、次回からは単位を入れるように。上半期、下半期とグラフが分かれているけど、資料を見ると区別がつかない。上半期と下半期だから下側が上半期で、上に積み上がったのが下半期だとわかるけれども、できれば波線を入れるとか、白黒で我々に見えるような資料を今後作ってください。

質問ですけれども、加重平均とどういう平均ですか。

(事務局)

加重平均というのはこの表におきましては、予定価格の総合計と契約金額の総合計を割ったものでございます。

(会長)

その平均値は全て並列化されて、平均化された並列化という言葉のほうがいいかもしれないが、あまり意味がないことだと思う。すなわち、1件、1件がどういうふう
に落札率があるかということが大事で、全ての業種を全部平均してしまっているから、何を出しているかわからない値になっていると思う。だから、今後もこういう形でやっていくなれば、棒グラフもそうだけれども、委託業務名、区別ごとにそういう
のを出されたほうが統計資料としてはわかると思う。例えば建設コンサルタント系工
事は、落札率が80%から90%ぐらいの間でずっと推移している一方、機械系はも
っと高く90%ぐらいになっている。そういう業種別に比較ができるわけであ
って、もしかしたらそんな形で整理したほうがいいと思う。かつ電子入札になってく
るとそういうデータを全てデジタルデータで手に入るので、簡単にそういう統計は出し
てくれると思うので、今後ご検討されたらどうかと思います。

(事務局)

今後研究してまいります。

(会長)

次の2点目で入札及び契約の運用状況について、委員の皆さんから抽出していただ
いた案件について、個別に審議していきたいと思います。

(委員)。

資料が当日配付になり、抽出案件が精査できなかったため、今回抽出がすごく少な
くなってしまいました。37番の大山広域農道中の橋補修工事その2について、入札

金額が皆さん全く同じ金額なんですけど、こういうことはよくあるんでしょうか。

(事務局)

今の工事は、土木一式という工種で出している工事です。土木工事の積算単価は比較的公表されているものが多いです。また、業者さんもその単価をもとに積算するわけですが、最低制限価格を積算できるようなソフト等が出回ったりしておりまして、それを活用し単価から推測して、最低制限価格を推測されるために、このような結果になっているものと思われます。

(委員)

同じ37番ですけれども、くじ引きで決しているということは最低制限価格でくじ引きになったのかという予測を立てたんですが、最終の契約金額が予定価格より上なんですけど。当初の契約金額が4,276万4,700円ですが最終的な契約金額は、4,853万6,400円ということで、予定価格よりも最終契約金額が上なんですけれども、最低制限価格のところに入札が集中しているということは、実際の最終の契約金額と実態的に全く合わないというか、予定価格の設定は正しいのかというところがちょっとかなり気になりました。各業者さんは物価高騰などの実態に合わないと思いつつも、工事を受注したいから安く入札する。しかし実際は高いお金をかけないと工事ができないとなってしまうと、各業者さんに痩せ我慢を強いるような形になってしまうのかなというふうにも思いますし、もっと言えば、入札制度の趣旨というのは競争によって無駄を省くというところだと思うんですけれども、その制度趣旨が全く活かされないような形になってしまうと思います。実際問題として落札の金額と契約金額がこれだけ乖離してしまうということで、予定価格の決め方と現在物価上昇局面にありますけど、妥当なんだろうかとという点が気になった点です。

(事務局)

予定価格を積算する時と実際に工事を行った時では、物価の上昇等により価格が変わってくるということもございますし、あとは積算する前に設計を行います。が、実際工事に入ってみると、設計段階ではわからなかったようなことが出てくるような場合もございます。そういった場合は、一定の基準はあるんですが、変更契約で対応することがあるために、当初の予定価格よりも価格が上がってしまうということもございます。また、米子市では週休2日工事を実施していますが、令和6年6月1日からは、全ての工事を対象として、最初の積算段階で週休2日工事をするという前提のもとでその分加算して設計しております。しかしながらそれ以前の工事については、週休2日モデル工事ということでして、実際に週休2日を達成した場合に、後で週休2日工事を行ったことに対して増額するという対応をしておりましたので、そのこと

により予定価格を超えてくるということもございます。

(会長)

私も37番を選んだんですけど、入札金額とはもっと凸凹しているんだなと思っていました。全社同じ金額で、それも最低制限価格に全部合わせているんですよね。何か疑いたくなるような案件だなという感じがします。35番 市道夜見鉄工団地線改良工事（その2）の案件も見ましたが、ここに出ている業者さんも割と同じ入札金額を入れていますね。私は今の時代そんなものはないと思って信じているんで疑わないんだろうけれども。どこか別のこういう見積りを出すところがあるんですかね。そこに依頼したらそこから最低制限価格の金額がもらえるような。業者さんは普通最低制限価格で入札をするのは怖いはずなんです。ギリギリを入れてくるのはわかるけれども、それは取りたいときだともう必死なんです。それが11社、最低制限価格で入札してくるというのは、いくら建設系は積算の資料が公表されているけれども、ここまで最低制限価格のところまで全社一緒だということは、絶対ないと思うので、ちょっと疑いたい案件でもあるんです。これは、また次回審議しますよね。そのときにもう一度、事務局も調べられる範囲で調べられたらどうかなと思います。

(事務局)

この入札につきましては、工事希望型指名競争入札という入札方法で行っております。この工事は比較的人気の高かった工事だと思います。これだけの10社以上の申込みがあるということは、それなりに業者さんにとっては魅力のある工事だったと思います。その中でやはり落札意欲が高いところは、やはり一番落札する可能性が高い最低制限価格を狙って入札しますので、結果的にこのような結果になったのではないかとしか言えません。実際入札した業者さんに聞いてみないとその真意というところはなかなかわからないと思います。

(会長)

例えば確認の意味で見ているんだけど、32番の旗ヶ崎公園ほか公園施設改築工事でも12社が希望した工事だけでも、入札金額は少しずつ違いますよね。4社が最低制限価格で入札していますよね。このぐらいだったらまだいいと思うけれども、11社が全部最低制限価格に一致するというのはというところです。

(事務局)

今ご指摘いただいた34番の工事というのは、土木一式工事の中でもC級という格付けのところを対象としております。先ほどの工事はA級を対象とした工事であったと思います。ひょっとしたらその差があるのかもしれない。

(委員)

18番のパティオ広場キャノピー設置工事ですけれども、最低制限価格により失格という業者さんがすごく多くて、さっき言われたように、いろんなものが高騰しているので、業者さんの負担にならないように最低制限価格を上げてあげたほうがいいのかなと思いましたけれども、何かそういうご対応とか時代とともに変えられるということがあるのか、教えていただけたらと思います。

(事務局)

米子市が最低制限価格を最後に改正したのは令和2年だったと思います。米子市の基準としては、予定価格の90%ぐらいを最低制限価格となるような形で今設定しております。ただ国については、先ほど委員もおっしゃったように、物価高騰ですとか、原材料価格が上昇しているというところもございますので、比較的最低制限価格を上げるというような方向性を示してきているところではございます。米子市としましては、国とは少し違った計算式で算出しています。国に準じてはいるんですけど独自の算出方法というところもありまして、それは物価高騰ですとかそういったところにも対応しないといけない反面、市民の皆様からの税金で工事をしておりますので、バランスを考えた上で、このような設定にさせていただいておりますけれども、これも状況に応じて見直していく必要があると考えております。

(委員)

18番を選んだんですけど、最初抽出したときには失格者が多くて、その理由は個々違うかもしれないと思って抽出したんですけど、蓋を開けてみたらいつものようにといたしますか、最低制限価格が絡んで、それで失格だと。ここの場合は入札金額がみんな一緒というようなことではないんですけど、せっかくたくさん参加希望しておられるところに、もう少しチャンスが広がるほうが市のためにもいいんじゃないかなと思うんですね。切り捨てなきゃならないラインっていうのは必要だとは思いますが、そういうところをもう少し丁寧にといたしますか、考えたほうがいいように思います。私いつもこの会議に出させてもらって、先ほどおっしゃったけど最低制限価格を4年か5年ぐらいで見直しをしてきたという話も前回聞いたと思うんですけど、それでもまだなおこの現実がこうだっていうところは、何らかの問題がそこに横たわっているんじゃないかなと私は個人的には思うんですよね。いかがでしょうか。

(事務局)

まず18番の案件について、このように最低制限価格により失格になった要因につきましては、建築系の工事というところがございまして、これは土木系の工事とは違いまして、土木工事に比べると公表されている積算単価が少ないというところもあり

ますし、あるいは見積りで積算をしているところもありますので、なかなか最低制限価格を積算することは、土木系の工事よりも困難な部分があるのかもしれないんです。そして、これは結果として一番高い金額で入札した業者が落札した結果にはなっているんですけど、それもあくまでも結果ということしか言えません。米子市の場合は、最低制限価格は予定価格の90%というラインがありますけど、国の情勢ですとか、あるいは県の情勢とか、あるいはこれまでの入札案件の落札率ですとか、そういったところも考慮しながら最低制限価格について研究をしていきたいと考えております。

(委員)

22番 戸上水源地電気設備更新事業送水ポンプ取替工事、上下水道局浄水課の工事ですけど、随意契約にされた理由をお願いします。

(上下水道局)

この工事は水道の一番重要な施設であります戸上水源地の施設、全排水量の大体80%を担うような設備のポンプの取替工事になります。この度40年ぶりに更新をするというような工事になりました。ポンプの取替えを行うような工事ですけれども、過去の取替えにおいて不具合事例ということで、取替えした後でうまくいかなくて、メーカーがやり直したことがありました。このポンプは回転するようなモーターのポンプですので据付に非常にシビアな部分があります。0.01ミリ単位の高精度な芯出しが必要になりますので、かなり高度な取付けの施工が必要になってきます。過去の取付け不具合事例とか考えまして、メーカーでありますA社と随意契約をしたんですけども、ポンプについては購入で入札を行っております。ポンプの入札の落札業者はA社ということになりまして、A社のポンプが入りました。この工事についてはそれを取り付ける工事ですけれども、こういった過去の事例とかを判断した上で、この業者でないと難しいと判断しまして随意契約をさせていただきました。

(委員)

一般的に考えますと、100%の落札率ということも随意契約だからしょうがないかなと思うんですけど、できればなんとか競争のほうにいていただければと思います。

(会長)

私のほうから同じく水道なんですけど、29番 外江町污水枝線（その29）に伴う配水管敷設替工事と37番 彦名富益町枝線に伴う配水管布設替工事ですそれぞれ失格者が出ているんですけども、両方とも現場代理人の重複失格ということなんですけど

も、この入札の前に別の入札があつて、そちらを落札したためそれでできなくなったというところですかね。

(上下水道局)

おっしゃるとおり、同日に複数の入札案件がございまして、同じ現場代理人で申し込みがありました。先に取りられた関係で、次が失格ということです。

(会長)

上下水道局で浄水課の河岡水源地電気設備更新実施設計業務ですが、最後のところになるんですけども、9社の指名に対し1社が最低制限価格を下回ったため失格ということですが、このB社というのも1,400万円を出してきているんですけども、これは予定価格超過だから失格じゃないですか。

(上下水道局)

この案件は事前に予定価格は公表しておりませんでして、事後公表になります。そのためそのまま成立させていただきました。

(会長)

いや、入札結果は公表するですよ。事後公表ばかりなんですか。

(上下水道局)

事前公表する案件もあります。

(会長)

事前公表する案件もある。これは事前公表をしてないですよ。予定価格を超えているからもうこれは失格と扱ったらいけないんですか。最低制限価格より低い価格を出したら失格ですよ。予定価格より上を出してきたらそれも失格でいいんじゃないですか。もう検討する余地なしということですから、普通はそうだと思いますが、ご検討してみてください。

(上下水道局)

今後検討させていただきます。

(会長)

私がこれを選んだ理由は、業務委託は割と落札率が100に近い値になってなることが多いんですけども、これ94%、9社が出しているからかなと思ったりしていた

んですが、意外に幅があって、なかなかこういう形になると非常にいいんじゃないかなと思っております。良い結果だと思います。

(委員)

G10からG17までの除草業務委託ですが、全部入札日は5月21日、指名者数が全部8なんですね。辞退者がもう結構ちらほらと複数出ているということで、業務委託はこの除草作業以外のものについては、あまり辞退者は多くないんです。何か譲り合う文化があるのかなと若干思ったものですから、この資料を見させていただいた限り、別に同じような業者で譲り合っているという感じではなくて、実態としたら落札した業者は全部違います。何か業務委託の中でその除草部分だけなんで、違和感が若干あるんですけれども、全く落札者が重なってないわけではなく、多分同じような業者が有効な入札をしているというようなところなんです。抽出案件として挙げてはみたけどそんなに問題なかったのかなっていうふうには今のところ思っているんです。さっきも言ったようにこの種類の業務委託だけ辞退者が出るのか、若干気にはなるところで、同じような入札日でしたから、同じ業者もその日に人員を整備できなかったっていうことだとこの資料からは読めるんですけれども、何かあんまり結論まで着地しないんですけれども、事前検討の段階で若干気になったという程度です。

(事務局)

この除草の委託業務ですが、これは工事と違って、通常型指名競争入札を行っております。通常型指名競争入札はあらかじめこちらで業者さんを実績等で選定させていただいて、指名するものでございます。そしてどれも8社というようなご意見がありました。この8社というのは、指名競争入札を行う場合、米子市は基準を設けておりまして、1,000万円未満の案件については8社指名と定めておりますので、8社指名しているということでございます。もし、1,000万円を超えると9社とか10社になってきます。そして辞退についてですけれども、先ほど委員からもございましたけれども、同日入札を行っているということもありまして、これは通常型指名競争入札ですので、皆さんが集まっていいただいて参集型で入札を行っておりますので、あらかじめこの案件を取ったら次のこの案件は辞退しようというような準備をしていただいているようなところもございますので、入札が重なったりしますと、そういった辞退というものもあるということでございます。

(会長)

私のほうから感想ですけれども米子市さんはうまくやられていると思います。というのは、こういう除草という業務はいろんな業者さんができるはずなので、多分、複数社いると思います。それがこういうふうに入札を同時に同じ日にすることによっ

て、1つが取れたら、結局人員的にもう1つのほうは無理だから辞退するというような形をとっているように思うんで、業者にとってはありがたいやり方だと思います。

例えば入札日をずらしていくと、場合によっては強いところが全部取ってしまう可能性も出てくると思います。それだけ人を抱えておくことができる会社であれば取ってしまう可能性もあるので、そういう意味で言うと、こういう同じ日に入札をするというのもいい方法だなと思ったりします。

それと、ちなみにこの業種はどういったところを指名していますか。

(道路整備課)

これにつきましては、役務の除草という登録をされている業者さんを指名しております。

(会長)

8社ということだったかな、金額によってそれをどういうふうに、例えばそれ以上はここでこれとこれを指名するっていうのは何かルールとか何かあるんですか。

(事務局)

そういった業者選定の要綱を作成してまして、そこに基づいて金額に応じて指名競争入札する場合は、何社以上を指名しなさいということにしております。

(委員)

G 1 9 番の淀江振興課の伯耆古代の丘公園櫓現況調査ですが、全部で11社が出ておりまして2社が辞退ですか。この入札調書を見てみまして、落札したC社が第1回では105万円でして、下に右下あります落札価格は115万5千円となっていますけれど、この数値の違いは何なのでしょう。

(事務局)

C社が105万円で入札をされまして、この価格は税抜きですが、入札書比較価格が予定価格の税抜きという価格ですので、105万6,000円ということで、予定価格を下回っているということです。

(委員)

この105万円というのは、税抜きですか。するとこの右下の落札価格は税込価格ということですか。

(会長)

この資料もどちらかに統一しましょう。一覧表を出していただいているんだけど、これも税込の場合と税抜きの場合があって、市の予定価格とは、やはり予定価格とか契約金額は税込の価格になっていて、最右端の方の落札価格は、入札金額は全部税抜きになっているんで。やはり委員としてはこれ一目で確認できるように次回からは修正をしておいてください。

(委員)

今回くじ引きで落札者が決まったケースがかなりあって、全体の抽出件数が26件、この一覧表だけでちょっと見たんですけど、26件あるうちの12件ということで、ほぼ半分ですよ。くじ引きというと2社でくじ引きするのかなというのが一般的な考えなんですけど、時々3社とか、9社でくじ引きをしたりというのも何件かありますし。それから4社、5社ですね。中には11社というのもありまして、同じ金額を業者さんが割り出していて、それをもちろん効率化ということもあったりしてくじ引きで、もう第1回目で終わりにするということは理解できなくもないんですけど、何かほかに方法がないものかなと思うんですよ。もう1回その同じ金額で入札されたところだけ、もう1回入札をやるとするとそこで競争が生まれるんじゃないのかなというふうに思いますけど。素人なのでよくわからないんですが。そうするとくじ引きが減るのではないかと思います。

(会長)

例えば、今のお話で11社がくじ引きをしたところがありますよね、11社は全て最低制限価格なんですよ。もう1回やりましょうと言って、金額を下げると最低制限価格を下回るので失格っていうことになるんですけど。

(委員)

それは業者さんが判断されることですが、そこにやっぱり競争が生まれると私は思っているんですけど、せっかくだからチャンスを2回あげるって言ったら変ですけど、2回目まではOKですというようなことにすると、少し競争率が上がるのではないかと思います。

(会長)

もう一つの方法としては、最低制限価格より下だから失格というのではなくて、最低制限価格を下回った業者に対して、その根拠のあるものを示してください。すなわち、工事だったらその品質が保証できる資料を示してくださいってような依頼を出す方法もあるんですね。それで、品質が保証できるという確認が取れば、その最

低制限価格より低いところを出したところに落札してもいいはずなんですよ。財政的には得ですからね。だから、その辺のことを今後やっていくかどうかということなのですが、電子入札になってくると自動的に切ったりする可能性が高くなってくるので、もしくは最低制限価格よりも低いところを入れたところに対しても、そういう確認作業というのを、今も続けておられるかもわかんないけど、何かやっておられるという話でしたよね。

(事務局)

まずくじ引きにつきましては、地方自治法施行令で同額の場合はくじを引かせて落札者を決めると定めてありますので、本市においてもこの方法で落札者を決めているところです。それとおそらく最低制限価格を下回ったときにその価格でやれるかどうかという調査については、最低制限価格を設定した入札についてはその価格を下回った場合には、そこで失格ということにしていますが、総合評価方式で行う入札につきましては、低入札価格調査を設けておりまして、業者さんが調査基準価格を下回る価格でも工事ができるということで、なおかつ調査を希望されたら、ただちに調査をさせていただきます。本当にその入札額で工事ができるのか調査させていただき、より厳密な資料を出してもらったり聞き取りを行ったりとかして、審査をさせていただくような制度があります。

(会長)

それから、一般的な入札のところで、低入札価格調査を入れると案件がたくさん出てくるから、事務作業がすごくタイトになってくると思うんで、難しいでしょうから総合評価のところでそういうふうに取り入れているというのはわかります。だからそれをもう少し広げてあげるとするのは、よりいいかなと思います。工事の品質も良くて金額も安くできるっていうようなメリットも出てくるので。検討課題ということで、また検討していただけたらと思います。

くじは電子入札になるとシステムの中でくじを行うのですか。

(事務局)

電子入札のくじについては、おっしゃるとおり電子入札のシステムにおいてくじを行います。今は、入札の立会人の方にくじを引いていただいているんですけども、電子入札の場合は、システムの中で入札時に業者さんに希望される3桁の数字を入れて入札していただき、結果くじ引きとなった場合は、希望された数字と電子入札システム内で乱数を組み合わせて自動的に行うような形となります。

(会長)

公平性を担保できるようにお願いします。みんなが見ている前でガラガラとくじを引くんだったら、不正は全くないけれども、電子入札の中では、何をやっているかわからないから。当たった、当たらなかったっていう話は疑われたら困るので、その辺はちゃんと公表してあげたらいいかと思います。

そろそろ時間も来ているので、皆さんに同意していただきましたけども本日の抽出案件については、十分に審議できたものもございますけども、もう一度全て含めて、次回のところでもう一度やりましょう。

大体この辺で案件の議案は終わりたいと思います。

それでは次はその他のところですけども、何か事務局の方でございますか。ないですか、委員の方から何かございますか。よろしゅうございますか。

はいそれでは議事につきましては、これで終わりましたので、進行は事務局に返します。

7 閉会